㈡　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	789単位
b　要介護２	853単位
c　要介護３	924単位
d　要介護４	989単位
e　要介護５	1,054単位

㈢　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a　要介護１	780単位
b　要介護２	845単位
c　要介護３	914単位
d　要介護４	979単位
e　要介護５	1,043単位

⑵　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

㈠　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	738単位
b　要介護２又は要介護３	844単位
c　要介護４又は要介護５	973単位

㈡　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	789単位
b　要介護２又は要介護３	894単位
c　要介護４又は要介護５	1,021単位

㈢　旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)

a　要介護１	780単位
b　要介護２又は要介護３	885単位
c　要介護４又は要介護５	1,011単位

ニ　ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護福祉施設サービス

⑴　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

㈠　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	808単位
b　要介護２	874単位
c　要介護３	945単位
d　要介護４	1,012単位
e　要介護５	1,078単位

㈡　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	808単位
b　要介護２	874単位
c　要介護３	945単位
d　要介護４	1,012単位
e　要介護５	1,078単位

⑵　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（１日につき）

㈠　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

a　要介護１	808単位
b　要介護２又は要介護３	915単位
c　要介護４又は要介護５	1,044単位

㈡　ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

a　要介護１	808単位
b　要介護２又は要介護３	915単位
c　要介護４又は要介護５	1,044単位

注１　イ、ロ、ハ⑴及びニ⑴については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成９年法律第124号）第13条第１項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　ハ⑵及びニ⑵については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

３　ロ及びニについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、１日につき23単位を所定単位数に加算する。

６　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

⑴　看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位
⑵　看護体制加算(Ⅰ)ロ	４単位
⑶　看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位
⑷　看護体制加算(Ⅱ)ロ	８単位